

## こうち奨学金返還支援事業の実施に関する協定書

高知県（以下、「甲」という。）と高知市（以下、「乙」という。）は、若者の県内企業等への就職及び定着を促進し、将来における本県の産業を担う人材の活躍を支援するため、大学等の在学中に奨学金の貸与を受け卒業後県内において就業する者に対し、甲と乙が連携して、県内企業等と共に当該奨学金の返還支援を実施するにあたり、次のとおり協定を締結する。

### （連携内容）

- 第1条 乙は、甲が別途定める「こうち奨学金返還支援事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）第8条の規定に基づき、甲が行う奨学金返還支援事業の支援金の交付決定を受ける者のうち乙の管内に居住する者（以下、「支援対象者」という。）に対して、奨学金返還額の一部を支援する。
- 2 乙が支援する額は、要綱に定める補助対象経費に3分の1を乗じた額又は要綱別表2に定める年間支援限度額に2分の1を乗じた額のいずれか低い額とする。
- 3 支援対象者への支援金の交付決定及び支給は甲が行うものとし、乙は毎年度、乙による支援相当分を甲の請求に基づき30日以内に甲に支払うものとする。
- 4 本条に定める以外の支援要件については、要綱に定めるとおりとする。
- 5 乙は、本事業について、甲と連携して積極的に広報に取り組むものとする。

### （情報共有）

- 第2条 甲は、要綱の規定に基づき、支援対象者を認定したとき及び支援対象者に対し支援金の交付を決定したときは、乙に対しその内容を速やかに連絡するものとする。
- 2 甲及び乙は、本事業の実施に関し必要があるときは、互いに報告及び協議を求めることができる。

### （秘密保持）

- 第3条 乙は、本協定に基づく支援を行うにあたって知り得た情報を、甲の承諾なく第三者に対し開示し、漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、本協定終了後も有効とする。

### （有効期間）

- 第4条 本協定の有効期間は、本協定に基づき乙が支援することとなった支援対象者の支援期間が満了する年度の年度末までとする。

### （協定の解除）

第5条 乙が本協定に基づく支援の終了を希望するときは、協定を解除することができる。ただし、前条に定める有効期間が満了するまでは、本協定の効力は継続するものとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施に関して必要な事項については、関連法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年7月19日

甲 高知県  
高知県知事

濱田省司

乙 高知市  
高知市長

栗林龍吾